

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害対策本部組織及び災害警戒本部組織計画

#### 第1項 災害対策本部組織及び災害警戒本部組織計画

#### 第1項 災害対策本部組織及び災害警戒本部組織計画

##### 1. 災害対策本部及び災害警戒本部の設置、廃止基準【資料編\*1 参照】

本市の地域において、基本法第2条第1号に定める災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があるときは、「基本法」及び「筑紫野市災害対策本部条例」により「筑紫野市災害対策本部」（以下「市災対本部」という。）を設置するものとする。

本部を設置するに至らない災害にあたっては、本部に準じた体制を整え事態の対処にあたる。

##### (1) 市災害対策準備体制

気象台から大雨・洪水注意報が発表される等災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）及び市災対本部を設置するに至らないときは、安全安心課職員等により市災害対策準備体制をとる。

##### (2) 市警戒本部の設置

- 1) 市警戒本部は、総務部長の判断において設置し、市警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）を置く。
- 2) 市警戒本部は、警戒配備体制（第3節の3. 配備要員）により動員配備を行う。
- 3) 市災対本部への移行

市内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合は速やかに市長にその旨を報告し、市災対本部に移行しうる体制をとる。

##### (3) 市災対本部の設置

- 1) 市災対本部は、市長の判断において設置し、市災対本部長（以下「本部長」という。）を置く。
- 2) 市災対本部は、第1次～第3次配備体制（第3節の3. 配備要員）により動員配備を行う。

\*1 ● 資料 3.1.1 「筑紫野市災害対策本部条例」

## (4) 市災対本部及び市警戒本部の設置及び廃止基準

## 《市災対本部及び市警戒本部の設置基準》

	市警戒本部設置基準	市災対本部設置基準
設置者	市警戒本部長；総務部長	市災対本部長；市長
動員配備	警戒配備体制	第1～3次配備体制
設置基準	ア. 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水等の警報が発令され、災害の発生が予想される時 イ. 比較的軽微な規模の災害、若しくは局地的な災害発生のおそれがある場合	ア. 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水等の警報が発令され、総合的な対策を必要とする時 イ. 土砂災害警戒情報が発令された時 ウ. 大規模な地震、火災、爆発その他の重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とする時 エ. その他の災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合であって特にその対策の必要がある時

## 《市災対本部及び市警戒本部の廃止基準》

市災対本部及び市警戒本部の廃止は、次の判断に基づき行う。

- ア. 予想された災害の危険が解消したと認められたとき
- イ. 災害の応急対策が完了したと認められたとき
- ウ. 上記状況に応じて設置者が認めたとき

## (5) 市災対本部及び市警戒本部設置または廃止の通知

本部長は、市災対本部及び市警戒本部を設置し、または廃止したときは、速やかに関係機関に通知及び報告する。

## (6) 本部会議の開催【資料編\*2 参照】

本部会議は、本部長が副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。

## (7) 現地災対本部

現地災対本部は、市対策本部条例第4条に定めるとおりである。

## 2. 市災対本部及び市警戒本部の組織及び事務分掌

市災対本部は、筑紫野市の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に筑紫野市長がこれを設置する。市災対本部は市長を本部長とし、「副本部長を副市長・教育長とし、本部員を総務部長・議会事務局長・企画政策部長・市民生活部長・健康福祉部長・建設部長・環境経済部長・教育部長とし、そのもとに班長・班員を配備し、消防本部、消防団、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら災害予防及び災害応急対策を実施する。

また機構改革等により組織・課名等が変更になった場合、市災害対策本部の組織構成は、庁内防災マニュアルにて見直しを図り、防災事業運営に支障のないように即時対応する。

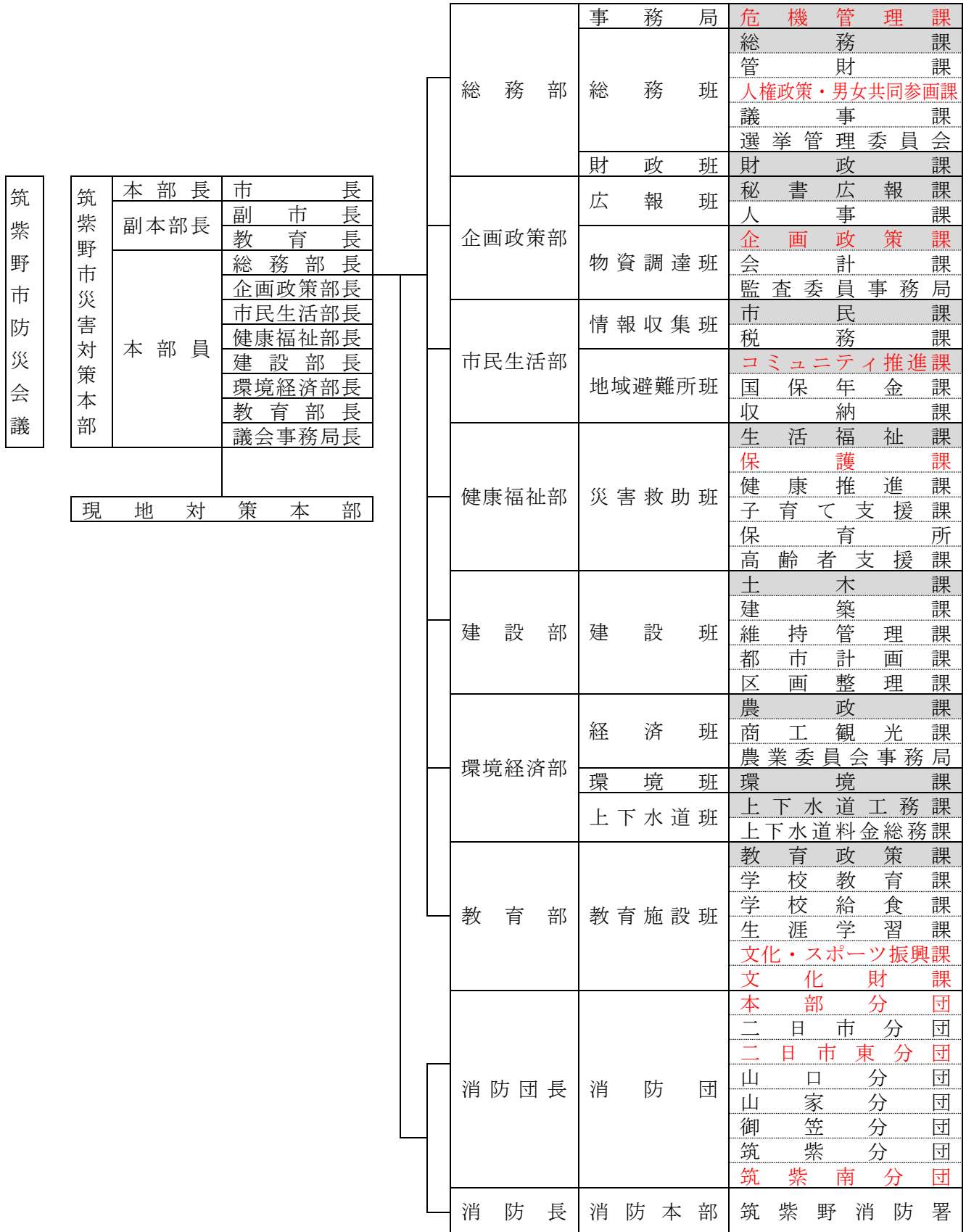
\*2 ● 資料 3.1.2 「市災対本部の標識（案）」

(1) 組織

市災対本部組織系統図を以下に示す。

《 筑紫野市災害対策本部 組織系統図 》

(平成 30 年 4 月 予定)



## (2) 市災对本部の分掌事務

市災对本部の分掌事務を次表に示す。

## 《 筑紫野市災害対策本部事務分掌 》◎書き；班長

部名	班名	分 掌 事 務
(総務部長)	本部庶務 ・危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市本部の設置及び廃止に関する事</li> <li>2. 市本部会議に関する事</li> <li>3. 気象庁、国・県等の災害担当部署からの情報収集及び連絡調整に関する事</li> <li>4. 職員及び消防団員の動員に関する事</li> <li>5. 災害資料の作成及び災害記録に関する事</li> <li>6. 気象状況分析、報告に関する事</li> <li>7. マスコミ対応（記者会見準備指示）に関する事</li> <li>8. 避難勧告等発令情報提供に関する事</li> <li>9. 救助法に基づく諸対策に関する事</li> <li>10. 災害救助活動及び水防活動の総括調整に関する事</li> <li>11. 他の公共団体等との連絡、応援要請に関する事</li> <li>12. 自衛隊の派遣要請等に関する事</li> <li>13. 本部長及び副本部長の秘書に関する事</li> <li>14. 災害時における本部長の特命事項に関する事</li> <li>15. 災害応急復旧用諸物資等の受け入れに関する事</li> <li>16. 災害の予防及び応急復旧の総合調整に関する事</li> <li>17. 本部全般の事務に関する事</li> </ol>
	総務班 ◎総務課 ・管財課 ・人権政策・男女 共同参画課 ・議事課 ・選挙管理委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害危険箇所の状況に係る情報の収集、連絡に関する事</li> <li>2. 各班との連絡調整に関する事</li> <li>3. 災害時における通信の確保に関する事</li> <li>4. 避難誘導に関する事</li> <li>5. 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関する事</li> <li>6. 緊急輸送の調整に関する事</li> <li>7. 要員確保に関する事</li> <li>8. 災害相談窓口の開設に関する事</li> <li>9. 市有財産等の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>10. 庁内の非常用の電気及び電話に関する事</li> <li>11. 必要車両等の確保及び緊急通行車両の運用に関する事</li> <li>12. 市営住宅・仮設住宅等の供給に関する事</li> <li>13. その他、災害に関する事務で他班の所管に属さないものの処理に関する事</li> </ol>
	財政班 ◎財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害応急復旧費及び市対策本部費等の予算措置並びに出納に関する事</li> <li>2. 義援金品の受付、管理、配分に関する事</li> </ol>
(企画政策部長)	広報班 ◎秘書広報課 ・人事課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難勧告・指示等の住民への広報に関する事</li> <li>2. テレビ放送、ラジオ放送、新聞発表、その他広報に関する事</li> <li>3. 職員の安否確認、対策本部員の労働安全衛生に関する事。BCPに関する事</li> </ol>
	物資調達班 ◎企画政策課 ・会計課 ・監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害応急復旧用諸物資・避難所用物資等の調達・供給に関する事</li> <li>2. 配置職員の食事の準備に関する事（炊き出しなど）</li> </ol>

## 《 筑紫野市災害対策本部事務分掌 》

部名	班名	分 掌 事 務
市民生活部長 市民生活部	情報収集班 ◎市民課 ・税務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害危険箇所の状況に係る情報の収集、連絡に関する事</li> <li>2. 市民等からの通報・情報等の収集、伝達に関する事</li> <li>3. 災害写真の撮影、収集に関する事</li> <li>4. 災害による税の猶予及び減免に関する事</li> <li>5. その他各班の属さない施設等の被害状況調査に関する事</li> </ol>
	地域避難所班 ◎コミュニティ推進課 ・国保年金課 ・収納課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. コミュニティセンター等の避難所開設</li> <li>2. 開設避難所の管理及び本部との連絡調整に関する事</li> <li>3. ボランティア活動に関する事</li> </ol>
健康福祉部長 健康福祉部	災害救助班 ◎生活福祉課 ・保護課 ・健康推進課 ・子育て支援課 ・保育所 ・高齢者支援課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福祉避難所の開設、管理及び運営に関する事</li> <li>2. 救助法の運用に関する事</li> <li>3. 福祉施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>4. 避難所における受入れ体制に関する事</li> <li>5. 災害時要援護者の支援に関する事</li> <li>6. 救出活動に関する事</li> <li>7. 避難所の炊き出しに関する事</li> <li>8. 災害地及び避難所に必要な救助食糧、物資の調査・調達確保・輸送・配分に関する事</li> <li>9. 応急用被服、寝具その他生活必需品の確保及びあっせんに関する事</li> <li>10. り災労働者の福祉対策に関する事</li> <li>11. り災者の生活保護及び災害救護資金貸付等に関する事</li> <li>12. り災証明に関する事</li> <li>13. 医療機関からの被害状況の収集及び応急復旧に関する事</li> <li>14. 医療救護、助産に関する事</li> <li>15. 災害時における負傷者の搬送並びに医薬品、衛生材料の調達及び配分に関する事</li> <li>16. 応急復旧を実施するための医療関係者に対する要請に関する事</li> <li>17. 被災地の防疫に関する事（環境班と連携）</li> <li>18. 伝染病の予防に関する事</li> <li>19. 被災者及び給食施設の栄養指導に関する事</li> <li>20. 災害弔慰金及び災害見舞金等の支給、その他災害援護に関する事</li> <li>21. 保育所児童の避難及び安全確保等に関する事</li> <li>22. 保育所施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> </ol>

部名	班名	分 掌 事 務
(建設部長) 建設部	建設班 ◎土木課 ・建築課 ・維持管理課 ・都市計画課 ・区画整理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 河川・道路・公園・橋梁・がけ崩れ等の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>2. 水防活動に関すること（経済班と連携）</li> <li>3. 交通不通箇所及び通行路線等の交通対策に関すること</li> <li>4. 障害物除去に関すること</li> <li>5. 応急復旧を実施するための建築技術者等に対する応援協力要請に関すること</li> <li>6. 応急仮設住宅の供給に関すること</li> <li>7. 被災住宅の応急復旧に関すること</li> </ol>
(環境経済部長) 環境経済部	上下水道班 ◎上下水道工務課 ・上下水道料金総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における応急給水全般に関すること</li> <li>2. 水質管理に関すること</li> <li>3. 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> </ol>
	経済班 ◎農政課 ・商工観光課 ・農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商工観光関係施設、農林作物等の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>2. 被災に伴う中小企業の財政援助に関すること</li> <li>3. 農林業用施設、農作物等の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>4. 水防活動に関すること（建設班と連携）</li> </ol>
	環境班 ◎環境課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境関係施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>2. 清掃作業に関すること</li> <li>3. 災害時のごみ、し尿、廃棄物等の処理、その他環境衛生指導に関すること</li> <li>4. 逸走した危険な動物の危害防止に関すること</li> <li>5. 災害時における食品衛生に関すること</li> <li>6. 死亡者の処置及び埋葬に関すること</li> <li>7. 被災地の防疫に関すること（災害救助班と連携）</li> </ol>
(教育部長) 教育部	教育施設班 ◎教育政策課 ・学校教育課 ・学校給食課 ・生涯学習課 ・文化・スポーツ振興課 ・文化財課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関係施設での避難所開設及び避難者受入れ</li> <li>2. 開設避難所の管理及び本部との連絡調整に関すること</li> <li>3. 児童及び生徒等の避難及び安全確保等に関すること</li> <li>4. 学校給食に関すること</li> <li>5. 応急教育の実施に必要な教材の調達に関すること</li> <li>6. 災害後の学校環境保健衛生に関すること</li> <li>7. 通学路の安全確認等に関すること</li> </ol>
消防団		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市災対本部長からの協力要請に関すること</li> <li>2. 消防団活動に関すること</li> <li>3. 消防活動に関すること</li> </ol>

(2) 市警戒本部の分掌事務市警戒本部は、筑紫野市の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に総務部長が設置する。

- 1) 気象情報等の収集に関すること
- 2) 被害状況の把握に関すること
- 3) 職員への連絡、報告に関すること
- 4) 関係機関への連絡体制に関すること